

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：多良木町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

- (ア) 多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田における法面管理を適切に行う。
- (イ) 多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。
- (ウ) 令和6年度まで多良木棚田における不作付率13.7%から13.4%以下に解消する。
- (エ) 令和6年度まで黒肥地棚田における不作付率13.7%から13.6%以下に解消する。
- (オ) 令和6年度まで久米棚田における不作付率17.4%から16.5%以下に解消する。

イ 担い手の確保

- (ア) 多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田の保全に取り組む人数を維持する。
- (イ) 令和6年度までに中山間集落協定参加者又は役員の円滑な世代交代を1人以上行う。

ウ 生産性・付加価値の向上

- (ア) 令和6年度までに、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田のいずれかで自動草刈り機または防除用ドローンを1台以上導入し、自動草刈り機による10a以上の草払いまたは防除用ドローンによる10a以上の防除を行う。
- (イ) 令和6年度までに、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域における農地集積率を61.7%から0.5%以上増加させる。
- (ウ) 令和6年度までに、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田において農業機械や農作業の共同利用面積を10a以上増加させる。
- (エ) 令和6年度までに、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域のいずれかでセンチピートグラス等による法面管理の簡素化を5a以上増加する。
- (オ) 令和6年度までに、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域において、地域の中心経営体による利用権定面積又は農作業受委託面積を10a以上増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 良好な景観の形成

(ア) 令和6年度までに多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田において景観作物(花き等)を10a以上植栽する。

(イ) 令和6年度までに、地域の小中学生(子ども会等)による景観保全活動として多良木、黒肥地、久米棚田地域に景観作物を5a以上植え付ける。

イ 自然環境の保全

(ア) 令和6年度までに多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田のいずれかで周辺林地等の下草刈りを1回以上実施する。

(イ) 令和6年度までに多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田のいずれかで環境保全型の農業(堆肥の施肥等)を現状より5%以上増加させる。

(ウ) 令和6年度までに、多良木棚田において鳥獣被害対策に取り組み、不作付面積を4.9haから4.4ha以下に減少させる。(1割以上減少)

(エ) 令和6年度までに、黒肥地棚田において鳥獣被害対策に取り組み、不作付面積を15.0haから13.5ha以下に減少させる。(1割以上減少)

(オ) 令和6年度までに、久米棚田において鳥獣被害対策に取り組み、不作付面積を1.9haから1.7ha以下に減少させる。(1割以上減少)

ウ 伝統文化の継承

多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域において伝統芸能(臼太鼓踊り等)をいずれかの地域で年間1回以上披露し、年間50人以上の来訪者を誘客する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(ア) 令和6年度までに、棚田オーナー制度を開設し、棚田オーナーを3組以上獲得する。

(イ) 多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域のいずれかにおいて、令和6年度までに、都市山村交流イベント(農作業体験、竹灯籠等)を1回以上開催し、観光客を誘客する。

(ウ) 令和6年度までに、援農ボランティアを1人以上獲得する。

(エ) 令和6年度までに、小中学生を農業教育の一環として、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田のいずれかで田植え又は稲刈り体験等を1回以上開催し、20人以上の交流人口を確保する。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

(ア) 多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域のいずれかにおいて、令和6年度までに、棚田の周辺に看板、休憩所等を1箇所以上整備し、観光客を誘客する。

(イ) 多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域において、実施されたイベント等を多良木町ホームページ等で発信する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

(ア) 耕作放棄の防止

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、中山間集落協定組合等にて、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田の不作付率を解消する。

(イ) 担い手の確保

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、中山間集落協定組合等にて、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田における中心経営体の確保を促進する。

(ウ) 生産性・付加価値の向上

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田において、自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を推進する。

指定棚田地域において、地域の担い手農家の農地集積率の増加に取り組む。多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある中心経営体を機械オペレーターとして育成し、農業機械等の共同利用に取り組む。

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域のいずれかで法面にセンチピートグラス等を播種し、法面管理の簡素化を推進する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

(ア) 良好な景観の形成

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、多良木棚田、黒肥地棚田、久米棚田において景観作物（花き等）の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。

(イ) 自然環境の保全

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域において、中山間集落協定組合等を活用し、周辺林地等の下草刈りに取り組む。

農林水産省の経営所得安定対策等に係る産地交付金を活用し、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域のいずれかで、環境保全型の農業（堆肥の施肥等）に取り組む。

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

(ウ) 伝統文化の継承

多良木棚田地域、黒肥地棚田地域、久米棚田地域で伝統芸能（臼太鼓踊り等）のイベントを開催し、伝統文化の継承を図る。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

(ア) 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

新たに棚田オーナー制度を開設し、棚田オーナーを3組以上獲得することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、中山間集落協定組合等にて、都市山村交流イベント（農作業体験、竹灯籠等）の開催などを通じて、観光客を誘客する。

新たに援農ボランティアを1人以上獲得することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、中山間集落協定組合等にて、小中学生を対象に田植え又は稲刈り体験等を開催し、交流を図る。

(イ) 棚田を観光資源とした地域振興

農林水産省の中山間地域等直接支払交付金を活用し、棚田の付近に看板、休憩所等を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。

棚田で行われたイベント等を多良木町のホームページ等で周知を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、中山間地域等直接支払交付金の対象となる各棚田が存在する中山間集落協定組合である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

多良木町指定棚田地域振興協議会は熊本県、多良木町、農業者、農業者団体、土地改良区、教育分野の代表者で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。